

### 民生課からのお知らせ

#### 所得を申告ください

平成25年度分の国民健康保険税は、平成24年度中の所得で決まります。受付期間中に申告ください。

平成24年中に所得が無かった場合でも、無かったことをお知らせください。保険税の所得割の算定や軽減の判定、高額医療費の自己負担限度額判定などのために必要となります。申告されないと保険税の軽減も受けられません。

つぎの人は申告がいりません。  
①村へ住民税の申告をした人。  
②村へ公的年金など支払報告書を出した人。

③村へ勤務先から給与支払報告書が提出されている人。  
④税務署へ所得税の確定申告をした人。

必要なもの 印鑑

受付期間 5月7日(火)～24日(金)

受付場所

民生課保険係、各支所

問い合わせ

民生課保険係

☎(5)0240内線109

#### 献血の実施について

新島村では平成21年度まで、

隔年で献血事業を行ってきました。平成23年度は震災の影響で中止となりましたが、今年度より事業を再開します。

血液は、まだ人工的に作る事ができず、長期保存もできません。輸血に必要な血液を十分に確保し、安定的に供給するためには、10代、20代の若者も含めた皆様からの献血への協力が必要です。

新島村からも急患へり輸送などで輸血治療を受ける事があります。島で暮らす私達も献血に協力しましょう。

とき 5月22日(水)、23日(木)

午前8時半～11時半

午後12時半～3時半

場所 新島村住民センター

※新島会場のみで実施されるため、式根島地区でご協力頂ける方は、連絡船にのりきに無料で乗船できますので、乗船時に献血手帳をご提示ください。新規協力者の方は、船員へ献血協力の旨を口頭でお伝えください。会場と港の往復についても、送迎バスを用意いたします。

問い合わせ

民生課民生係

☎(5)0243(直通)

#### 狂犬病予防接種のお知らせ

【集団注射を実施します】

新島村では次の日程で、狂犬病予防接種を実施します。犬の飼い主には、毎年一回狂犬病の

予防接種を受けさせる義務があります。

飼い犬の登録をされている方には、お知らせのハガキを送付いたしますので、必ずハガキを持参してお越し下さい。

また、犬の登録をされていない方は、会場にお越しいただき犬の登録と注射を行ってください。

【式根島地区】

とき 5月15日(水)

午前9時～10時

場所 式根島支所

【若郷地区】

とき 5月15日(水)

午後1時～2時

場所 若郷支所

【本村地区】

とき 5月16日(木)

午前10時～正午

午後1時半～3時半

場所 大島支庁新島出張所

駐車場北側

料金・手数料

予防注射代 3千円

注射済票交付 550円

新規登録 3千円

問い合わせ

民生課民生係

☎(5)0243(直通)

#### 蜂に注意!!

【第一回：被害に遭わない為に】

近年新島では、民家の庭や軒先等の人間の出入りが多い場所でアシナガバチやスズメ

バチの目撃例が多くなって来ています。幸いにも、ハチに刺されて重体に陥ったという情報はありません。

これからは継続的にハチについての記事を掲載していきますので、住民の皆様は参考にされて被害に遭わないように気をつけて下さい。

■ハチの活動は4月から11月頃までです。(特に秋になると巣が大きくなり、攻撃性も増します) ■一度でも巣をつくられた場所はまた作られる可能性があります。(前年の巣をもう一度使う事はありませんが、同じような条件の場所に作ります。)

■ヤブに入る時は白色系の服や帽子で素肌をかくして下さい。 ※ただし、白い服を着れば100%安全という訳ではありません。 ■スズメバチを見つけたら、静かに立ち去る。(大きな音や振動、香水の匂いなどで攻撃的になります。)

■スズメバチに刺されたらすぐ病院に行く。(刺された部分を流水で洗い、すぐに診察を受けて下さい)

問い合わせ

民生課民生係

☎(5)0243(直通)

#### 赤十字会員(社員)募集運動のお知らせ

今年も5月1日から31日までの間、「赤十字社員(会員)募集運動」が実施されます。「赤

十字社員(会員)」とは、毎年継続して500円以上の社費(会費)を日本赤十字社へご協力いただける方々のことです。

昨年は、44万7,098円の活動資金をご協力いただき、ありがとうございました。

本年もこの運動期間中、皆さまのお宅に婦人会の方々が伺いますので、ご理解とご協力を心から願います。

問い合わせ

民生課民生係

☎(5)0243(直通)

#### 民生課・さわやか健康センターからのお知らせ

六十歳以上対象

「日本一健康な島にするのは

「シニアのあなたから」

〜ところもからだも

とき 25年5月26日(日)

午後1時～4時(受付12:30)

場所 さわやか健康センター

※おたっしや健診(老化のサインを見つけよう)

※おたっしやクラブによる実技体験(ラジオ体操など)

※骨密度測定

※体組成測定(各部の筋肉量・脂肪量がわかる)

などなど盛り沢山!お土産もありです!

詳しくはポスター・チラシをご覧ください。

■ 5月1日～31日 新島・式根島の航路と発着時間

問い合わせ：東海汽船・新島 ☎ 5-0187 式根島 ☎ 7-0357

1～7日【大型船】 上り：1～7日運航  
下り：1～6日運航

【大型船】 上り：11,12,13,18,19,20,25,26,27日  
下り：10,11,12,17,18,19,24,25,26日

【神新汽船】 下田行き：1日を除く水曜日運休

東京便	下り	上り
東京	午後 11:00 発	-
新島	午前 7:35 着 午前 7:45 発	午前 10:50 着 午前 11:00 発
式根島	午前 8:05 着 午前 8:10 発	午前 10:25 着 午前 10:30 発
東京	-	午後 5:50 着

東京便	下り	上り
東京	午後 10:00 発	-
新島	午前 8:35 着 午前 8:45 発	午前 11:45 着 午前 11:55 発
式根島	午前 9:05 着 午前 9:10 発	午前 11:20 着 午前 11:25 発
東京	-	午後 7:00 着 土日 7:45 着

下田便	日・火・金	1日・月・木・土
下田	午前 9:20 発	午前 9:20 発
新島	午後 0:00 着 午後 0:15 発	午後 1:20 着 午後 1:40 発
式根島	午後 0:35 着 午後 0:50 発	午後 0:50 着 午後 1:00 発
下田	午後 4:20 着	午後 4:20 着

1～6日①【東京行きジェット船】

東京便	下り	上り
東京	午前 7:20 発	-
新島	午前 9:40 着 午前 9:45 発	午前 11:45 着 午前 11:50 発
式根島	午前 10:00 着 午前 10:10 発	午前 11:25 着 午前 11:35 発
東京	-	午後 2:30 着

1～6日②【東京行きジェット船】

東京便	下り	上り
東京	午後 12:30 発	-
新島	午後 3:35 着	午後 3:35 着 午後 3:40 発
式根島	午後 3:15 着 午後 3:25 発	午後 3:25 発
東京	-	午後 6:00 着



7～31日【東京行きジェット船】  
平日運航

東京便	下り	上り
東京	午前 8:25 発	-
新島	午前 11:15 着 午前 11:20 発	午後 2:15 着 午後 2:20 発
式根島	午前 11:35 着 午前 11:40 発	午後 2:00 着 午後 2:05 発
東京	-	午後 5:10 着

7～31日【東京行きジェット船】  
土・日運航

東京便	下り	上り
東京	午前 8:25 発	-
新島	午前 11:35 着 午前 11:40 発	午後 2:15 着 午後 2:20 発
式根島	午前 11:55 着 午後 0:00 発	午後 2:00 着 午後 2:05 発
東京	-	午後 5:30 着

1～6日【東京発熱海行きジェット船】

熱海便	下り
東京	午前 7:35 発
新島	午前 10:25 着 午前 10:30 発
式根島	午前 10:45 着 午前 10:50 発
熱海	午後 1:20 着

臨時バス運行について

【若郷漁港行き臨時バスの運行経路について】  
高速船が若郷漁港入港時に運行する臨時バスは次の経路で運行します。

○新島港(船客待合所東駐車場) ←

○住民センター前 ←

○健康センター前 ←

○新島スポーツ広場前 ←

○若郷漁港

※出発地の新島港からは高速船が若郷漁港に入港する1時間前に出発します。  
※復路は逆経路となります。

問い合わせ

産業観光課 ☎ (5) 0284 (直通)

多重債務相談窓口  
の開設について

【借金の返済でお悩みの方へ】

お一人で悩まずお電話ください。個人の秘密は堅く守ります。なお、各種会合等において、本

件にかかる説明も行ってありますので、講師派遣等のご要望がありましたら、お電話ください。  
お問い合わせ  
関東財務局東京財務事務所  
多重債務相談窓口  
☎ 03-5842-7475

憲法週間を迎えて

【5月1日から7日までは憲法週間です】  
憲法記念日(5月3日)を中心とした5月1日から7日までを、裁判所では憲法週間と定めています。

法務省や検察庁、弁護士会などの協力を得て、全国各地の裁判所では、例年のこの時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っていきます。  
週間行事に興味がある方は、

裁判所ウェブサイトをご覧ください。  
裁判所ウェブサイトをご覧いただくか、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせ下さい。

詳細

裁判所ウェブサイト  
<http://www.courts.go.jp/>  
裁判員制度ウェブサイト  
<http://saibanin.courts.go.jp/>

- |         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 1, 日時   | 平成 25 年 5 月 12 日 (日) 午前 9:00 ~ 11:30 |
| 2, 集合   | 本村住民センター前 午前 9:00 集合                 |
| 3, コース  | 住民センター→平成新島トンネル→淡井浦駐車場               |
| 4, 案内者  | 磯部一洋 (新島村博物館館外研究協力委員)                |
| 5, 参加者  | 小学生以上                                |
| 6, 事前予約 | 新島村博物館                               |
| 7, 費用   | 無料                                   |
| 8, 持参   | 筆記用具、飲料水など                           |

■淡井浦駐車場から次のコースを徒歩でめぐります。  
淡井浦駐車場→農地三叉路→海岸(崖)→砂浜→淡井浦駐車場

#### ■見学ポイント

- ・火山の数 ・大石はなぜあるか ・溶岩の三つの変化
- ・噴火の証拠 ・砂浜の変化

■予約期間 5月6日(月)～5月10日(金)

■問い合わせ 新島村博物館 ☎(5)-7070

平成25年度の地質の日は、新島東北部にある淡井浦海岸をマイクロバスで訪れます。新島の南部では見られない黒い地層などについて、案内者が分かりやすく説明します。小学生以上のどなたでも参加になれますが、乗車定員の関係で事前予約をお願いします。

## 新島北東部の地質見学会 ～新島村の地質を知ろう～

## 五島をつなぐ ～支庁の窓～ No.9

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関するミニ知識です。

### 1 自動車の税金は誰が払うの？

平成25年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に納税義務があります。送付された納税通知書で5月中にお納めください。

また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

### 2 年度の途中で廃車にした場合はどうなるの？

年度の途中で廃車にした場合は、抹消登録が行われた月の翌月分から月割計算で減額となります。既に税金を納めていただいている場合は還付されます。

もし、お手持ちの自動車に乗らなくなったときは必ず廃車手続きをお願いします。手続きが無い場合は翌年を課税されてしまいます。

### 3 減免制度はあるの？

障害者手帳等をお持ちの方が個人名義の自動車を利用される場合は減免制度があります。

※ 詳しくは、支庁総務課税務係へご相談ください。

また、軽自動車に関するお問い合わせは村役場へお願いします。

### 5月は自動車税の納期です

自動車税の納付通知書は5月1日に発送されます。

お手元に届きましたら、5月31日までに  
お近くの金融期間でお納めください。